

【平成30年度 真津山小学校いじめ防止基本方針】

いじめ問題は、どの子どもにも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、未然防止・早期発見・早期対応に努めましょう。

1 いじめの未然防止！

- ・ 学級や学年、学校は、児童の安心・安全な「居場所づくり」を進めていきます。
 - ・ 児童同士が、互いのことを認め合ったり、心の繋がりを感じたりして、「絆づくり」を行っていきけるようにします。
- (1) すべての児童が参加し学び合うことができる授業づくり
 - (2) 学習規律(話し方・聞き方・書き方など)、学びに向かう態度の指導徹底
 - (3) 道徳科教育の充実(人権尊重の精神、思いやりの心などを育てる)
 - (4) 体験学習(生活科・総合的な学習の時間など)の充実
 - (5) 児童会活動(学校行事・委員会活動・異学年交流活動)の充実
 - (6) 人権・平和教育(年間を通した活動・平和集会・人権集会)の充実
 - (7) 基本的な生活習慣(「くん・さん呼び」「あいさつ・返事」など)の徹底
 - (8) 健康な体づくり(外遊びの推進、マラソン、縄跳びなど)の推進

2 いじめの早期発見・早期対応！

- (1) 児童の些細な変化に気付くことができるように、全職員で、日常的に丁寧に子ども達の様子を観察していきます。
- (2) 組織的に、気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応します。
- (3) 全校で計画的に「なかよしアンケート」や個人面談を行い、実態把握と問題解決に努めます。

◎ 家庭との連携！

- (1) 各家庭で、子供の様子がおかしいと感じたら、速やかに学校と家庭が連携し、状況把握・事実確認に努めましょう。
- (2) いじめ問題の解決に向けて学校と家庭が協力し、対応を適切に行えるよう話し合い、児童の心のケア、問題行動の指導にあたりましょう。